第65回国連総会

「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議(仮訳)

総会は.

- -平和で安全な核兵器のない世界を実現するために、すべての国が核兵器の全面的廃絶に向け、更なる実際的及び実効的措置をとる必要性を想起し、また、この関連で国連加盟国が共同行動をとることの決意を確認し、
- -軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、厳重かつ効果的な国際管理 の下における全面的かつ完全な軍縮であることに留意し、
- -2009年12月2日の決議64/47を想起し、
- -核兵器のあらゆる使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明し、また、核戦争及び核テロリズムを回避するためにあらゆる努力が払われるべきことを確信しつつ、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に完全に遵守する必要性を再確認し、
- 一国際の平和及び安全の強化並びに核軍縮の促進は相互に強化し合うことを再 確認し、
- -核軍縮における更なる進展は、国際の平和及び安全にとってとりわけ重要な 核不拡散のための国際的な体制を強化するのに貢献することを再確認し、
- -核兵器不拡散条約(NPT)の、国際的な核不拡散体制の基礎としての、並びに、同条約の三本柱、すなわち、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用の追求のための重要な基盤としての決定的な重要性を再確認し、
- -2010年5月3日から28日にかけて開催されたNPT運用検討会議の成功裏の結果を歓迎し、また、同会議で採択された行動計画を完全に履行する必要性を再確認し、

- ー原爆投下から65周年を迎えた日本の広島及び長崎を国連事務総長が本年訪問したことを歓迎し、
- -軍縮会議(CD)の作業を活性化し、多国間軍縮交渉を前進させるため、国連事務総長が主催した2010年9月24日のハイレベル会合に留意し、
- -2010年4月8日の戦略攻撃兵器の更なる削減及び制限のためのアメリカ 合衆国とロシア連邦との間の条約(新START条約)署名を歓迎し、
- -透明性を更に高め相互信頼を増す、フランス、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国による核弾頭のすべての備蓄に関する最近の発表及びロシア連邦による核兵器保有量に関する最近の発表に留意し、また、この関係で、2011年にパリで開催予定の5核兵器国による第一回2010年NPT運用検討会議フォローアップ会合の発表に留意し、
- 一拡散ネットワークによるものを含め、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散 によって、増大しつつある危険について深い懸念を表明し、
- -核軍縮・核不拡散及び原子力の平和的利用という加盟国共通の目標に加えて 核セキュリティの目的の重要性を認識し、また、核セキュリティを強化し及 び核テロリズムの脅威を低減することに対して著しく貢献した、2010年 4月12日から13日まで開催された核セキュリティ・サミットを歓迎し、
- -北朝鮮よって2006年10月9日及び2009年5月25日に発表された 核実験に関する2006年10月14日の安保理決議第1718号(200 6年)及び2009年6月12日の同第1874号(2009年)を履行す る重要性も認識し、いかなる場合においてもNPTにおける核兵器国の地位 を北朝鮮は有することができないことを宣言しつつ。
- 1. NPTのすべての締約国が同条約のすべての条項下での義務を履行することの重要性を再確認する。
- 2. NPTの普遍性の決定的な重要性を再確認し、同条約の未締結国に対し、 迅速に及び無条件で同条約に非核兵器国として加入し、また、同条約に加 入するまでの間は、同条約の条項文言を遵守するとともに、NPTを支持 する実際的な措置をとることを要請する。

- 3. すべての締約国がNPT第6条の下でコミットしている核軍縮につながるような、核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束を再確認する。
- 4. 核兵器国が一方的、二国間、地域、多国間の措置を通じ、あらゆる種類の 核兵器(配備及び未配備)を削減し、究極的には廃絶するために更に努力 することを要請する。
- 5. 核軍縮及び不拡散に向けた過程との関係で、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用する重要性を強調する。
- 6. 核軍縮及び平和で安全な核兵器のない世界の達成のためには、率直さや協力が必要であることを認識し、また、増大した透明性及び効果的な検証を通して信頼を高めることの重要性を確認する。
- 7. ロシア連邦及びアメリカ合衆国が、新START条約の早期発効及び完全 な履行を追求すること並びに核兵器の更なる削減を達成するために後継の 措置に関する議論を続けることを奨励する。
- 8. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効及び普遍化の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対し、できるだけ早期に署名・批准するよう要請し、CTBTが発効するまでの間、核兵器の実験的爆発又は他のあらゆる核爆発の現在のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、また、CTBTの遵守を確保するために重要な貢献をする、CTBT検証体制の継続的な発展の重要性を再確認する。
- 9. CDの2011年会期における兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT, カットオフ条約)の即時交渉開始を要請し、すべての核兵器国及びNPT未締結国に対し、FMCT発効までの間、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言及び維持することを要請する。
- 10. すべての核兵器国に対し、国際の安定及び安全を促進する方法で核兵器の偶発的又は未認可の発射の危険を低減するために更なる措置をとることを要請し、また、いくつかの核兵器国がこれに関して既に措置を取っ

ていることを歓迎する。

- 11. すべての軍事的及び安全保障上の概念, ドクトリン並びに政策における 核兵器の役割及び重要性の更なる低減について, 核兵器国が遅滞なく関 与することを要請する。
- 12.1995年4月11日の国連安保理決議984(1995年)を想起し、 それぞれの核兵器国による一方的声明に留意し、核兵器国による消極的 安全保証(NSA)に関するコミットメントの完全な尊重を要請する。
- 13. 地域の関係国家間で自発的に達成された手段に基づき、かつ、軍縮委員会の1999年のガイドラインに従って、適切な地域において更に非核 兵器地帯を創設することを奨励する。
- 14. すべての国に対し、核兵器及びその運搬手段の拡散を防止・抑制し、核 兵器を誓って保有しないことの義務を完全に尊重し履行するための取組 を倍増することを要請する。
- 15. 1997年5月15日に国際原子力機関(IAEA)理事会により承認された、加盟国とIAEAとの間の保障措置適用のための協定のモデル追加議定書(IAEA追加議定書)の普遍化を達成するための一層の作業をも強く奨励しつつ、IAEA包括的保障措置協定の普遍化により、かかる協定を締結・実施していない国を含めていくこと、また、2004年4月28日の安保理決議第1540号を含む、関連する安保理決議の完全な履行の重要性を強調する。
- 16. すべての脆弱な核及び放射性物質の管理を徹底するあらゆる取組を奨励 し、すべての国に対し、核セキュリティを前進させるために必要に応じ て、キャパシティ・ビルディングの分野を含む援助を提供するとともに、 国際社会として協力的に取り組むことを要請する。
- 17. 核兵器のない世界の達成に資する、軍縮・不拡散教育に関する研究についての国連事務総長報告書の勧告を実施すること及びこの目的のために 各国が行っている取組について自発的に情報共有をすることを奨励する。
- 18. 核不拡散及び核軍縮の促進における、市民社会によって果たされる建設的な役割を評価し、更に奨励し、すべての国が、市民社会との協力にお

いて、とりわけ核兵器使用の悲惨な結末に対する公衆の意識を高めることに貢献し、また、核軍縮・不拡散を促進するための国際的な取組の機運を強化する軍縮・不拡散教育を促進することを奨励する。

19. 第66会期の暫定議題案に「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」を含めることを決定する。